

三田市ガラス工芸館条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第3条の2 省略 (休館日)</p> <p>第3条の3 工芸館の休館日は、次の各号に掲げる日とする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更し、又は休館することができる。</p> <p>(1) 毎週<u>月曜日及び火曜日</u></p> <p>(2) <u>国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</u></p> <p>(3) <u>12月28日から翌年の1月4日まで(前号の休日を除く。)</u></p> <p>(4) 市長が工芸館の管理運営上必要があると認める日 以下省略</p>	<p>第1条～第3条の2 省略 (休館日)</p> <p>第3条の3 工芸館の休館日は、次の各号に掲げる日とする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更し、又は休館することができる。</p> <p>(1) <u>毎週火曜日。ただし、火曜日が国民の祝日に当たるときは、その翌日以後の最初の祝日でない日とする。</u></p> <p>(2) <u>12月28日から翌年の1月4日まで</u></p> <p>(3) <u>市長が工芸館の管理運営上必要があると認める日</u> 以下省略</p>